

建築許可申請 必要書類（法第48条関係）

書類名	明示すべき事項等	根拠
許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 別記第43号様式により作成 手数料を貼付（下記注1を参照） 	省令第10条の4第1項
申請の理由書	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設の概要 計画の経緯（申請地になぜ建設が必要なのか、用途地域に適合する地域内に適地はなかったのかについても記載） 申請敷地付近の状況 周辺への配慮事項等 <p>※法第48条第1項から第14項までの各項ただし書に関して当該地域の環境又は利便を害するおそれがないと認められる事項等について検討し記載すること</p> <p>例）住居の環境を害するおそれがないと認められる事項の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通上支障ないか 安全上支障がないか 防火上支障がないか 衛生上支障がないか 振動について支障ないか 騒音について支障ないか 照明、光等について支障ないか 日照について支障ないか 敷地周囲の地形等から、周辺の居住環境に与える影響は少ないか 敷地の位置は住宅の密集しているところでないか 周囲の景観に配慮しているか など 	県細則第14条第1項
付近見取図	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書に準ずる	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況	県細則第14条第1項表(ア)
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、面積、壁の形状及び種類、開口部及び防火戸位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに工場にあっては機械設備等の位置及び名称、危険物にあっては貯蔵又は処理の位置	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料	
断面詳細図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出	県細則第14条第1項表(イ)

書類名	明示すべき事項等	根拠
工場・危険物調書	工場又は危険物の貯蔵及び処理の用途に供するものである場合に限る	県細則第14条 第1項表(カ)
衛生・安全対策書	敷地周辺に影響を及ぼすと考えられる環境上の対策を記載 例) 敷地周辺に対する対策、敷地内の環境維持、交通量増加、駐車場、交通安全に対する対策、騒音・振動、工場における対策、排水処理、浄化槽、バリアフリー、緑地の確保などの配慮事項を記載（防音壁や外壁、窓、機器自体の防音対策等を具体的にどのように行うかなど）	
事業計画書	事業名、事業主、所在地、事業の概要及び規模（営業業種、営業時間(作業時間)、従業員数、利用対象者、利用者予測数(月別、平均)、月間予想生産量等)	
用途別現況図	縮尺、方位並びに周辺の土地(敷地の外周から50m以内の範囲の土地をいう。)の建築物の位置、用途及び構造の現況	
求積図	敷地面積、建築面積、延べ面積の算定に係るもの	県細則第14条 第3項
建物面積表	各階・室ごとに整理すること	
都市計画図の写し	建築場所を示すこと（1/2500～1/5000程度）	
用途地域地図	建築場所を示すこと（色付きのもの。上記と兼用可。）	
申請敷地一覧表	地名、地番、地目、土地・建物所有者（権利者）を示すこと	
利害関係者位置図	・申請敷地境界から50mの範囲を対象 ・地名、地番、地目、土地・建物所有者（権利者）等を記載	
利害関係者・同意状況一覧表	利害関係者位置図と対応した番号を付し、地名、地番、地目、面積、土地所有者（権利者）住所氏名、建物所有者（権利者）住所氏名、同意状況（同意書の有無、無しの場合はその経過）、備考欄を記載 ※エクセル形式でデータも提出（公聴会の案内のため）	
同意書	・利害関係者に対し、申請地において原則建築できない旨、建築計画、事業計画について説明し、計画内容に承諾する旨の同意を得ること（押印又は自署） ※説明に用いる資料は事前に県担当者に提出し確認を受けること ・同意書のない者については、説明の経過、同意を得られない理由について、詳細に記載した経過報告書を添付すること	
公図 (下記注2を参照)	建築場所を示すこと	
土地・建物の登記事項証明書 (要約書可、 下記注2を参照)	申請敷地及び周辺敷地（申請敷地境界から50mの範囲）に係るもの	
土地利用区分図	建築物、駐車場、敷地内通路、舗装部分、緑地、周辺緑地を色分けして示すこと	

書類名	明示すべき事項等	根拠
原動機等の一覧表	使用する機器について、一覧表で整理すること (機械の名称、数量、馬力数、用途、振動、騒音など)	県細則第14条 第3項
騒音検討位置図	空調室外機、室外温水器、工場内の原動機等を示すこと	
騒音値計測表	騒音の排出基準については、和歌山県公害防止条例、同条例施行規則別表第5(その5)を参照すること	
撮影アングル図	撮影位置・向きを示すこと	
状況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影アングル図と対応した番号等を付して整理すること ・敷地及び周辺状況が分かるものであること 	
関係機関との協議結果	<p>警察、消防、保健所、道路管理者、その他関係する許認可等の権限者、集中浄化槽の管理者等との協議結果又は協議経過を示すこと(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の法律上、支障がないか 道路交通法、消防法、旅館業法、道路法、大規模小売店舗立地法、都市計画法、宅地造成等規制法、浄化槽法、その他関係法令 ・緊急車両の通行上、支障がないか ・避難及び消防活動等に支障がないか ・その他 懸念事項等がないか ・必要な手続きに係る確認 <p>※開発許可等、許可日の調整が必要な場合があります。</p>	
関係する許認可通知書等の写し	必要に応じて添付	
土地使用承諾書・印鑑証明書	申請敷地の土地所有者が申請者と異なる場合に添付(実印)	
敷地の所在する市町村の長の意見書	必要に応じて添付	
その他	必要に応じて添付	

注1) 手数料(「和歌山県使用料及び手数料条例 別表第3 13(8)」より)

○法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査
1件につき 180,000円

注2) 提出部数

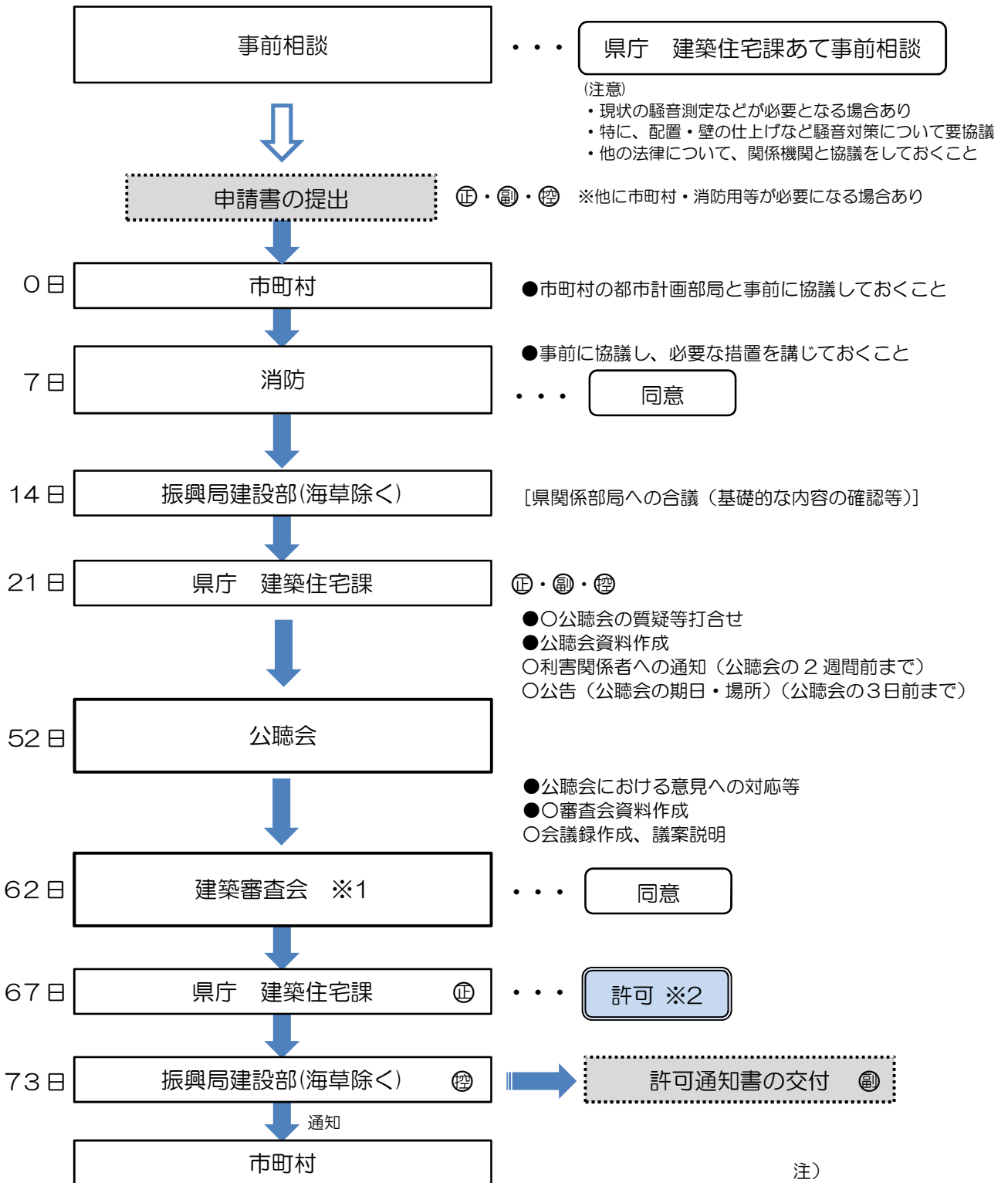
○3部(正本・副本・控え) ※海草振興局管内の場合、2部(正本・副本)

- ・控えは正本の写し可とします。
- ・この他に、市町村・消防用等が必要になる場合があります。

○公図、登記事項証明書、同意書等は、副本に原本を添付するものとし、正本・控えについては、写しの添付を可とします。副本は、手続き後に申請者あて返却します。

建築許可申請 標準フロー

(法第48条関係)



注)
 ●申請者対応事項
 ○建築住宅課対応事項

※1 建築審査会の開催は、原則として奇数月第4木曜日(案件がなければ開催しない)

※2 開発許可等、許可日の調整が必要な場合あり